

林野火災に注意してください！

例年、春先は林野火災が全国各地で多発する時期となりますが、今後行楽期を迎え、入林者の増加等による林野火災の発生が懸念されます。

また、最近では野焼き・たき火等を原因とした林野火災が発生し、高齢の方が逃げ遅れて亡くなられた事例も発生していますので、下記事項をご留意の上、林野火災防止に努めていただきますようお願いいたします。

- ①枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- ②たき火等の火気の使用後にその場所を離れるときは、完全に消火すること。
- ③強風時および乾燥時には、たき火・火入れをしないこと。
- ④行楽等で火入れを行う際は許可を必ず受けるとともに、十分な実施体制をとること。
- ⑤たばこは指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- ⑥火遊びはしないこと。

問 氷川町役場農業振興課 ☎52-5854
八代地域振興局 農林水産部 林務課 ☎33-3592

ミツバチに対する農薬危害防止について

ミツバチは、採蜜はもとより果樹類やいちご、メロン、すいか等の園芸作物の花粉交配には不可欠で、農業でも重要な役割を担っています。

これから柑橘類の開花期を迎えますが、この時期の農薬散布にあたっては、次の3点に留意しミツバチの大量死亡事故が起きないように十分注意しましょう。

- ①農薬ラベルの使用上の注意事項をよく確認し、ミツバチに影響のある薬剤を使用する場合は特に注意する。
- ②近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画など事前に情報交換する。
- ③防除時は、ほ場周辺を十分確認しミツバチや巣箱に農薬がかからないよう、注意する。

問 熊本県農業技術課 ☎096-333-2381
畜産課 ☎096-333-2401
八代地域振興局 農業普及・振興課 ☎33-3509

無料手続相談会

- ▶日時 5月16日(月) 10時～12時、13時～15時
- ▶場所 熊本地方・家庭裁判所八代支部 3階会議室
八代市松江城町1-41 ☎32-2175

▶相談担当者
弁護士、調停委員(民事・家事)、検察庁・法務局・裁判所の各職員

▶相談内容
借金、売買代金、土地・建物問題、登記問題、親子・親族間の問題、人権問題、その他

▶その他 予約は受け付けておりません。

問 熊本地方・家庭裁判所八代支部 ☎32-2175



春の行楽シーズンにおける食中毒の発生防止対策

遠足や運動会、ハイキングなど、お弁当を作ったり、屋外で食事をしたりする機会の多い季節になりました。

気温が高くなると食中毒が起こりやすくなるので、食品の取り扱いには注意が必要です。

食中毒を防ぐため、食品の衛生的な取り扱いを心がけましょう。

【お弁当を作る場合】

- ・お弁当は必ず当日に作りましょう。
- ・作る前、食べる前にはよく手を洗いましょう。
- ・おかずなど、食品にはしっかり熱を通し、十分に冷ましてから詰めましょう。
- ・お弁当は涼しいところで保管し、早めに食べましょう。

【バーベキューなどをする場合】

- ・肉は、中心部まで十分に加熱して食べましょう。
- ・「生肉を焼くときの箸」と「焼けた肉を食べる時の箸」は区別しましょう。

楽しい思い出を台無しにしないよう、食品の衛生的な取り扱いに十分注意しましょう。

問 八代保健所 衛生環境課 ☎33-3198

県高齢者無料職業紹介のお知らせ

高齢者無料職業紹介所とは、高齢者のための職業相談・紹介機関です。専門の相談員が対応いたします。

概ね、55歳以上の方にご利用いただいております。

▶相談日 毎週(月・水・金) 10時～16時
※求人票の閲覧(月～金)は自由です。なお、事業者の方の求人申し込みは電話・FAX等でも受け付けておりますので、ご利用ください。

問 (財)熊本さわやか長寿財団
熊本県高齢者無料職業紹介所 八代相談所
八代地域振興局 福祉課内 ☎32-4144

小児救急電話相談

～お子さまが急病のとき～



熊本県では、子どもの急な病気に対する保護者の不安を解消するため、県下全域を対象として、夜間における小児救急に関する相談を受け付けています。

受け付けは、毎日、19時から24時まで、相談員は看護師または必要に応じて小児科医が対応しています。

電話番号は、「#(シャープ)8000番」(ただし、ダイヤル回線、IP電話、光電話からは、096-364-9999)です。

急な病気に関する応急処置や受診可能な医療機関についての情報を提供していますので、ご利用ください。

問 熊本県健康福祉部医療政策総室
☎096-333-2246 FAX096-385-1754

各種手当額の変更について

平成23年1月28日付で、平成22年全国消費者物価指数の実績値が公表され、対前年比で0.7%の下落となりました。

その結果、各種手当額が平成23年4月支給分より改定となりますので、お知らせいたします。

手当名	平成23年3月分まで	平成23年4月分から
児童扶養手当 (全額支給の場合)	41,720円	⇒ 41,550円
特別児童扶養手当(1級)	50,750円	⇒ 50,550円
〃(2級)	33,800円	⇒ 33,670円
特別障害者手当	26,440円	⇒ 26,340円
障害児・経過的福祉手当	14,380円	⇒ 14,330円

ご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

問 児童扶養手当 町民環境課 町民環境係 ☎52-5851
児童扶養手当以外 健康福祉課 福祉係 ☎52-5852

地域みんなで取り組もう！

農地・水保全管理支払交付金制度が新しく始まります。平成19年度からこれまで、「農地・水・環境保全向上対策」として氷川町では6地区が実施してきましたが、平成23年度からは名称を変えて新たな取り組みもできるようになりました。

これまでの「農地・水・環境保全向上対策」では共同活動として、集落内にある農地周りの水路・農道等の日常管理(草刈や水路の泥上げ等)と環境保全活動を行っていましたが、新規に向上活動支援交付金で、水路や農道等の施設長寿命化のための補修・更新が行えるようになりました。事業を実施するには新たな活動計画と集落協定を締結し、採択申請する必要があります。

また、現在取り組みをしていない地区でも共同活動と向上活動を併せて計画すると事業申請が可能となります。

詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

問 氷川町役場 農地整備課 ☎52-5855

氷川町販売戦略基本計画を策定いたしました

氷川町の地域資源を生かした売れる商品づくりにより町産品の販売を拡大し、町民所得の向上を図るため氷川町産品に携わる各団体・関係機関で氷川町販売戦略会議を昨年5月に設置し、今回販売戦略基本計画を策定しました。

この販売戦略基本計画の策定においては、JAやつしろ、商工会、県八代地域振興局、まちづくり振興会、有識者(アドバイザー)などの各種団体の構成による戦略会議委員・幹事合同会議3回、幹事会を6回開催し、議論を重ね、その中で貴重なご意見や提案をいただき基本計画づくりを進めてきました。

今後、販売戦略基本計画に基づいて各事業実施主体において具体的な計画を作り、事業実施に取り組んでいくこととなります。販売戦略会議では、事業実施主体や関係機関との連携を図るとともに、事業の総合調整、実施事業の検証を行うなど、町産品の販売拡大に向けた取り組みを支援していきます。

なお、販売戦略基本計画は氷川町ホームページにて掲載しております。

問 宮原振興局 総務振興課 まちづくり推進室 ☎62-1600

まちからの お知らせ

お知らせ

行政相談

行政サービスについてのご相談、お悩み、お困りのことはありませんか。相談は無料です。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

- ▶日時 4月15日(金) 10時～15時
- ▶場所 健康センター 健康相談室
- ▶担当者 行政相談委員 松田幹男 ☎62-3024
田口英輔 ☎62-3263

問 氷川町役場 総務財政課 ☎52-7111



粗大ごみ特別収集

4月から氷川町内全域を対象に「粗大ごみ特別収集」が開始となります。

- ▶対象家庭
対象となる家庭は次のとおりです。
- ①世帯主の年齢が65歳以上であり1人または配偶者と暮らしている2人暮らしの世帯
- ②3人以上の家族で配偶者を除く全員が65歳以上の世帯
※いずれの場合も子・孫が近隣に居住し交流が日常茶飯の場合は該当しません。

▶対象となる粗大ごみ
クリーンセンターで受付可能な物・状態での粗大ごみに限ります。

▶料金
自宅まで委託業者が収集に行きます。収集料は無料ですが、処理料は申込者の負担です。
※10kg当たり105円(税込)
※収集日は毎月第2・4水曜日です。

▶申し込み方法
申し込まれる方は「粗大ごみ特別収集申込書」を提出していただきます。

▶申込書の備付け場所と提出先
役場町民環境課および宮原振興局総務振興課

問 氷川町役場 町民環境課 ☎52-5851